令和８年度愛媛県 LED 照明導入支援事業費
補助金　公募要領

【公募期間】

（第２期募集）

申請受付：令和８年７月１日（水）

申請締切：令和８年８月１４日（金）１７時００分必着

※予算上限に達した場合は、期間途中でも受付を終了する。

【申請先】　申請書類等は、ＷＥＢ申請又は郵送にて提出してください

〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目９番地５

伊予鉄総合企画（株）内

愛媛県 LED 照明導入支援事業費補助金事務局　宛

【注意事項】

補助事業執行の際には、自己負担が必要となり、補助金は事業完了後の支払いとなります。

令和８年４月

愛媛県 LED 照明導入支援事業費補助金事務局

ＴＥＬ：０８９－９０９－５６６９

【補助事業の流れ】

	年間予定	申請事業者	愛媛県・ 補助金事務局
申請期間	申請締切（第2期） 令和8年8月14日	交付申請 →	申請受付 ↓
交付決定	交付決定 申請受付後順次	交付決定通知 ←	書面審査・ 交付決定
事業期間	事業実施期限 交付決定日～　令和8年12月31日	事業の実施 ↓	
実績報告・精算	実績報告書提出期限 事業が完了した後30日または令和9年1月11日のいずれか早い日まで	実績報告書 →	書類確認 （完了検査） ↓
		補助金額確定通知 ←	補助金額確定
		精算払請求書 →	書類確認及び 補助金支払い
事業終了後	事業が終了した翌年度の4月1日から5年間	補助事業に関連する 帳簿及び関連書類を保存	

［目 次］

１．事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

２．補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

３．補助対象事業・補助率等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

４．補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

５．申請手続きの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

６．申請内容の審査・交付決定について・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

７．補助事業者の義務（採択後に遵守すべき事項）・・・・・・・・・・ ９

８．お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

別掲　反社会的勢力排除に関する誓約事項・・・・・・・・・・・・・１２

［申請前に必ずご確認ください］

本補助金事業は、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号）及び令和８年度愛媛県 LED 照明導入支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき実施します。

（１）交付決定

申請受付後、補助要件を満たしていると認められる申請から順に交付決定します。申請書類は補助要件を満たしているか否かにかかわらず返還いたしませんので御留意ください。提出書類に不備や不足があった場合、交付決定が遅れたり、交付決定を受けられない場合がありますので御注意ください。

（２）補助対象経費の妥当性について

申請に当たっては、実施する事業内容に係る経費が、本補助金事業の補助対象経費に該当するか十分に確認の上、申請を行ってください。

（３）補助事業の対象期間について

補助金の交付決定通知書の受領後でなければ、補助事業に着手することはできません（発注・契約・納品・支出行為等）。また、補助事業は令和８年１２月３１日までに完了する必要があります。なお、事業完了日は、納品ではなく、相手方への支払完了日となります。

（４）実績報告書の提出について

補助金の交付決定を受けても、定められた期日（事業が完了した後 30 日以内又は令和９年１月 11 日のいずれか早い日）までに実績報告書等の提出がない場合には、補助金は受け取れません。

また、実績報告書等の確認時に、補助の要件を満たしていると認められない場合には、交付決定金額より受け取る補助金額が少なくなる場合や補助金を受け取れない場合があります。

（５）交付決定情報の公表について

交付決定後、補助事業者名、代表者名、補助事業概要、住所、業種、補助金交付申請額等を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

（６）補助金で購入した設備等の処分について

本補助金で取得した単価 50 万円（税抜き）以上のＬＥＤ照明設備を、あらかじめ愛媛県の承認を受けずに、処分等（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄を行うこと。以下同じ。）を行うことはできません。補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令

（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数の期間において処分等が制限されます。

上記の期間内に当該財産について処分等を行う必要が生じた場合は、必ず事前に愛媛県に申請を行い、承認を受けてください。愛媛県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該財産の残存簿価等から算出される金額を交付した補助金額を上限に納付させることがあります。承認を得ずに処分等を行った場合、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

（７）補助事業関係書類の保存について

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存し、補助金事務局や愛媛県又は会計検査院から求めがあった場合には、閲覧に供せるようにしておかなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

（８）個人情報の使用目的

県及び補助金事務局に提出された個人情報は、以下の目的のためにのみ使用しますので、あらかじめご了承ください。

①補助金事業の適正な執行のために必要な連絡

②経営活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含む）

③その他補助金事業の遂行に必要な活動

（９）アンケート調査等について

本補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施する場合がありますので、その際には御協力をお願いします。

(10) 不正な申請に対する対応について

申請書の内容に虚偽がある場合や、交付要綱、法令、条例又は規則に違反していることが明らかな場合、当該法令等による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける場合があります。

(11) その他

申請者及び補助事業者は、本公募要領、交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、県及び補助金事務局からの指示に従うものとします。

１．事業の目的

本補助金は、県内中小企業等が行うＬＥＤ照明設備の導入に要する経費の一部を県が補助することにより、電気料金の低減に資する設備投資を促し、事業コストの削減を通じて、持続的な賃上げの実現に向けた環境整備を図ることを目的に実施します。

２．補助対象者

補助対象者は、次の（１）から（５）に掲げる要件をいずれも満たすこととします。

（１）愛媛県内に本社及び本店を置く県内中小企業者等（下記①、②の要件を満たすもの）

①中小企業者等（※）

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	３億円以下	300 人以下
卸売業	１億円以下	100 人以下
サービス業	5000 万円以下	100 人以下
小売業	5000 万円以下	50 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	300 人以下
旅館業	5000 万円以下	200 人以下
その他業種（上記以外）	３億円以下	300 人以下

※表に記載の業種ごとに右欄の「資本金」又は「常時使用する従業員数」のいずれかの要件を満たすこと。

②補助対象者の範囲

対象となり得るもの	対象にならないもの
・ 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） ・ 中小企業組合（事業協同組合及びその連合会、商工組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及びその連合会） ・ 個人事業主	・医師、歯医者、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ・中小企業組合以外の組合組織 ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人　・宗教法人　・学校法人 ・農業協同組合　・農事組合法人 ・社会福祉法人　・特定非営利活動法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体

（２）県税に未納がないこと

（３）みなし大企業でないこと

次のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

④自治体等の公的機関及びこれらの機関から出資の過半を受けている事業者

※１　資本金及び従業員数がともに上表①中小企業者の定義の数字を超える場合、大企業に該当します。

※２　本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

（４）申請内容に虚偽がないこと

（５）「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること

３．補助対象事業・補助率等

補助対象事業	既存の照明設備（蛍光灯、水銀灯、白熱灯等）をＬＥＤ照明設備に切り替える事業 ※**県内事業所での事業実施**が必須
補助対象経費	ＬＥＤ照明設備の本体及びその使用に不可欠な付属品又は一体として使用される付属品の購入費並びに設置工事費
補助率	１／２以内
補助限度額	200 万円
事業費総額	補助対象経費 50 万円（税抜）以上

●以下に該当する事業と判断された場合は不採択、交付決定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。

① 本公募要領に沿わない事業
② 公序良俗に反する事業
③ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第２条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）
④ 同一事業者又は同一事業による重複申請
・同一法人・事業者が今回の公募で複数の申請を行っている場合。
※複数の屋号を使用している個人事業主も申請は１件のみです。
・国や県等が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。
⑤ 県や補助金事務局が行う本補助金事業に関する指示への主な対応を、実質的に外部へ委託している場合
⑥ その他申請要件を満たさない事業

４．補助対象経費

（１）補助対象となる経費は、次の①～④の条件をすべて満たす経費となります。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費
③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
④ 申請する補助対象経費について具体的かつ数量等が明確になっていること

（２）補助対象となる経費は、消費税及び地方消費税を除くＬＥＤ照明設備本体及び付属品の購入費及び設置工事費のみです。

※補助対象となる付属品は、ＬＥＤ照明設備の使用に不可欠又は一体として使用されるものに限ります。

（３）下記に該当する経費は補助対象となりません。

①申請者以外の者が支払を行った場合

②手形、小切手により支払いを行った場合

③購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分

④補助対象経費と補助対象外経費が混同して支払われており、経費区分が明確でないもの

⑤一般価格や市場相場と比較し、著しく高額な場合

⑥廃棄費、リサイクル費、既存設備の取り外しに係る費用、送料、旅費、各種保証料、保険料、振込手数料、人件費、光熱水費その他の間接経費

⑦中古設備の取得にかかる費用

⑧リース契約で設備を導入する場合

⑨自ら製作、改良するための材料費

⑩消費税及び地方消費税、印紙代等

⑪上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（４）その他、補助対象経費全般にわたる留意事項

①区分経理と証拠書類による金額確認

補助事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみです。

②１件当たり 100 万円超（税込み）の発注について

補助事業における発注先（委託先）の選定に当たっては、１件あたり 100 万円超（税込み）を要するものについては、２者以上から見積りをとり、補助対象経費がより安価な発注先（委託先）を選んでください。

③経費の支払方法について

・補助対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。

・補助金執行の適正性確保のため、現金払いは認められません。

・自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。

・補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

・仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典・ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用は認めません。

④電子商取引等について

電子商取引を行う場合でも、「証拠資料等によって金額が確認できる経費」のみが対象となります。そのため、事前に取引相手先に対して、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを確認してから取引を行ってください。

実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、補助対象になりません。

５．申請手続きの概要

（１）補助金申請の手続きの流れ

ＬＥＤ照明導入支援事業費補助金事務局に必要書類を提出してください。

（２）申請する際に必要な書類等

	提出物	提出方法および必要部数	備考
申請者全員	① 申請書（交付要綱様式第１号）	ＷＥＢ申請 又は紙媒体 （原本１部） （見積書は写し１部） 【留意事項】 ※ ①はワード形式、②はエクセル形式、③はPDF形式にて提出してください。提出物①、②、カタログ、見積書、計画図面、施工前の写真はそれぞれファイルを分け、個別に名前を付けて保存してください。	
	② 補助事業計画書（様式第１号別紙）		
	③「導入ＬＥＤ照明設備の情報」の根拠資料（カタログ、見積書、計画図面、施工前の写真）		○見積書は、補助対象経費である「LED照明設備本体」「付属品」「設置工事費」の金額が明確に区分されたものを添付してください。 また、補助対象外となる処分経費についても見積額の中に区分の上、明記するようにしてください。 発注金額が100万円（税込）超の場合は２者以上の見積書を添付してください。 ○計画図面は、事業内容の概要を把握できるものを添付してください。 ○施工前の写真として既存照明設備の設置状況が確認できる写真を添付してください。（既存照明の種別等が判別できるものが望ましいです。）
	④県税等の未納がないことの証明	ＷＥＢ申請 又は紙媒体 （原本１部）	○所管の県地方局（支局）にて交付請求できます。 ○本補助金の申請主体の区分（法人又は個人）で取得のうえご提出ください。
	⑤通帳のコピー	ＷＥＢ申請 又は紙媒体 （写し１部）	○口座種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（カナ表示）が印字された部分。 インターネットバンキングの場合は、口座振替先の内容が確認できるページのスクリーンショット等

個人事業主の場合	直近の確定申告書 ※１　白色申告の場合、「第一表、第二表、収支内訳書（１・２面）」を提出してください。 ※２　青色申告の場合、「第一表、第二表、青色申告決算書」を提出してください。	ＷＥＢ申請 又は紙媒体 （写し１部）	○確定申告を e-Tax により、電子申告した場合は、「メール詳細（受信通知）」等、受付番号を確認できる書面を併せて提出してください。 ○確定申告を紙媒体で申告した場合は、税務署が発行する納税証明書（その２：所得金額の証明書）を併せて提出してください（コピー不可） ○決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることが分かる開業届を提出してください。
法人の場合	貸借対照表及び損益計算書（直近１期分）	ＷＥＢ申請 又は紙媒体 （写し１部）	○損益計算書がない場合は、確定申告書（第一表及び別表４（所得の簡易計算）と申告したことを確認できる受付番号が記載された書面等を併せて提出してください。
	登記事項証明書 ※「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれかを提出してください	ＷＥＢ申請 又は紙媒体 （写し１部）	○原則３か月以内に取得したものを提出してください。なお、現状の内容と相違なければ、３か月を経過したものでも可とします。

（３）申請受付締切日、補助対象期間及び実績報告書提出期限

【第２期募集】

○申請受付締切日　**令和８年８月１４日（金）１７時００分必着**

○補助対象期間 交付決定日から**令和８年１２月３１日（木）**まで

○実績報告書提出期限

補助事業を完了した後 30 日以内又は**令和９年１月１１日（月）**のいずれか早い日まで

６．申請内容の審査・交付決定について

補助金の採択審査は、提出資料により、補助金交付要綱及び公募要領に定められた条件を満たしているかを書面により審査を行います。審査の結果、要件を満たしているものから順次、交付決定します。審査は提出資料を基に行いますので、不備のないよう十分ご注意ください。

７．補助事業者の義務（採択後に遵守すべき事項）

（１）事業計画内容や経費の変更等

交付決定を受けた後、補助事業の内容や補助対象経費の額を変更しようとする場合（３０％未満の補助対象経費の変更を除く）、又は補助事業を中止（一時中断）又は廃止（実施取りやめ）する場合は、事前に愛媛県の承認を得なければなりません。

（２）補助金の交付

補助事業を完了したときは、実績報告書を提出しなければなりません。補助金は、県及び補助金事務局による事業内容の完了検査と経費内容の確認等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いにより支払います。なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

また、補助金の交付決定を受けても、県が実績報告書等の確認時に、要件を満たしていると認められない場合には、交付決定額より受け取る補助金額が少なくなる場合や補助金を受け取ることができない場合があります。

（３）補助対象事業の経理・書類の保存

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後５年間保存しなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者は実地検査に応じる義務があります。また、実地検査等の結果、補助金の返還命令等の指示があった場合には従わなければなりませんので、証拠書類の保管には十分留意してください。

（４）その他の事項

①補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

②補助事業の進捗状況確認のため、県及び補助金事務局等が実地検査に入ることがあります。また、補助事業完了後、補助金の使用経費にかかる総勘定元帳等の検査のため現地に立ち入ることがあります。

③原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該ＬＥＤ照明設備に係る金額は補助対象外となります。

８．お問い合わせ先

愛媛県 LED 照明導入支援事業費補助金事務局

ＴＥＬ：０８９－９０９－５６６９

別掲

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（１）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（２）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

（３）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

（４）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（５）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（６）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

（７）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

ホ　その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。